

豊中市市民表彰等に関する規程

平成4年1月1日豊中市規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、市長が行う市民表彰（以下「表彰」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の範囲)

第2条 市長は、個人又は団体等（以下「個人等」という。）で、市政の振興等に顕著な功績のあった者、市民の模範となるすぐれた善行若しくは市にとって榮譽となる功績のあった者を表彰する。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 憲法記念日市長表彰
- (2) 市制施行記念市長表彰

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状及び記念品又は記念品料を贈呈してこれを行う。

(表彰の時期)

第5条 表彰の時期は、次のとおりとする。ただし、特に市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 第3条第1号の表彰は、原則として毎年5月3日に行う。
- (2) 第3条第2号の表彰は、原則として10年ごとの10月15日に行う。

(遺族への追贈)

第6条 表彰を受けるべき者がその表彰を受ける前に死亡したときは、表彰状及び記念品又は記念品料は、その遺族に贈るものとする。

(一般の表彰等)

第7条 市長は、第2条の表彰のほか、個人等で、市政の振興等に顕著な功績のあった者、市民福祉の増進、地域社会の発展若しくは文化、スポーツ活動等において功績があった者又は市政の推進に積極的に協力した者その他特に市長が必要と認める者に対して、表彰状又は感謝状等を贈呈してこれを顕彰し、感謝の意を表することができる。

2 前項の表彰等の方法は、第4条の規定に準じることができる。

3 第1項の表彰等の時期は、原則として、各部局等の長からの内申又はその他の方法により随時これを行うことができる。

(委任規定)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰等の実施のための手続その他この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。